

平成28年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成28年7月25日（月）午後2時00分

議会棟A B会議室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺 岸 勝 志

2番 成 島 誠

3番 大 炊 三枝子

4番 中 野 栄

5番 大 井 栄 一

6番 根 本 博

7番 田 村 星 寿

8番 宮久保 勝

9番 三 須 清 一

10番 須 藤 喜一郎

4. 出席事務局職員

次 長 成 嶋 文 夫

次長補佐 落 合 敦

農地係長 富 塚 隆 則

5. 欠席事務局職員

局 長 渡 辺 唯 男

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判断について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（再審議）

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

議長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、総会に出席ご苦労さまです。

ただ今から平成 28 年第 7 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7 番 田村星寿委員

8 番 宮久保勝委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは座ったまま失礼します。議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 4 号まで、合計 4 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 2 件です。

議案第 2 号は「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判断について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は 4 件で、新規が 3 件、再設定が 1 件です。いずれも賃借権を設定するものです。

議案第 4 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。再審議で、件数は 5 件です。

以上で本日の議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号 1 から審議いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 28 年 7 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 1 ページからとなります。転用目的は認可保育園を整備するためです。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目畑の一筆、面積は 2,000m²です。JR〇〇〇駅の北西約 700mに位置しています。位置図は議案資料 5 ページをご覧ください。

譲受人は神奈川県内の社会福祉法人で、譲渡人は市内在住です。農地を賃借して、木造平屋建て約 460m²の保育所を建設するものです。事業費は土地賃借料が年間〇〇万〇,000 円、施設建設費は〇億〇、〇〇〇万円です。自己資金は〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円で、残り〇億〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円は補助金です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本第 1 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第 1 号整理番号 1 について調査結果を報告します。譲渡人及び譲受人の立ち会いの下、現地調査を行い、審議しました。

待機児童を出さないようにするため認可保育園を整備するものです。土地の借用が当該地で可能だったため選定したとのことです。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第 2 種農地と判断しました。

雨水排水は敷地内に設置する雨水貯留施設に集水し、市側溝へ放流、コンクリートブロックによる土留め、通気性の高いメッシュフェンスを設置し、周辺の土地は自己の農地及び老人保健施設で、通風・日照などの影響もないとのことです。

資金計画については預金残高証明、補助金の交付決定の書類を確認しました。

他法令については我孫子市役所宅地課に開発許可の申請中です。

第 1 調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 1 号整理番号 1 に対する質疑に入ります。ご意見のある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。
嶺岸委員。

嶺岸勝志委員 調査会長の現地の調査結果のご報告をお聞きし、申請を許可することが適切であると判断させてもらっております。

三須清一会長 ほかに意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 1 を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願い

いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号整理番号2について審議したいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページからです。議案資料は14ページからとなります。

整理番号2は、〇〇〇地先の登記地目畑6筆、合計面積は1万127m²です。盛土による農地の一時転用を行うものです。

申請地はJR成田線〇〇駅の南東約2km、位置図は議案資料の19ページをご覧ください。

申請目的は、申請地が周辺農地より低く、耕作を行う上で支障を来たすため、盛土により農地の改良を行うものです。

譲受人は柏市の土木建築を主たる業とする聖建工業有限会社です。県の公共事業も多く受注しています。

計画盛土高は最大約1.3mで、4,018m³の土を流山市から10トンダンプで1日につき100台ほど搬入する計画です。

事業費は〇〇〇万円です。盛土・整地費の〇〇〇万円を聖建工業有限会社で、赤土購入費、井戸・その他の経費〇〇〇万円を株式会社めりんだが負担するとのことです。

他法令については県の埋め立て条例に基づく申請手続き中です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第1号整理番号2について調査結果を報告します。譲受人及び譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請地は手賀沼土地改良区域内であり、農地区分は農用区域内農地となります。

本申請は市農地改良指導要綱の対象となります。第5条1項4号で盛土高について、畑においては隣接道路面から30cmまでの規定どおり、計画では30cmとなっています。また、同5号では盛土高と同等の長さで隣地から離して盛土を行うことを規定していますが、こちらは隣地から1m離して計画されています。これは手賀沼土地改良区からの意見書でも要望されています。さらに、同5号により法面の斜度を30度未満にしています。

事業費については、金融機関の残高証明書の原本確認が取れています。

なお、隣接農業者への説明については行っています。相手側からは稲作への影響を少な

くしてくれれば問題ないとの要望があり、十分なセットバックにより影響がないこと、また、建設計画のハウスが日照や通風等に与える影響は軽微であることも説明しています。

以上、農地の効率的な利用を目的に優良な畑にする一時転用であり、また資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題がないことから、第1調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

とりあえず暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開します。

ただ今開催の農業委員会総会を傍聴したい旨の申し出がありました。傍聴することを許可いたしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

それでは傍聴人に入ってください。

(傍聴人に対し)

傍聴される方に申し上げます。我孫子市農業委員会会議規則第20条により、指示した場所において傍聴してください。会議場において発言したり、議事の妨害となるような言動をしたりしないようにお願いします。議長の指示に従うようお願いします。

それでは議事を進めます。

ただ今の議案第1号整理番号2について質疑がある方は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判断について」を議題といたします。

それでは事務局、朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判断について」。下記

の農地を農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断することについてこの会の意見を求めます。提出日平成 28 年 7 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

所在地は〇〇字〇地先、地目畑の 4 筆になります。面積は 422m²です。JR〇〇〇駅の北東約 1.5km に位置しています。

汚水ポンプ場と病院の敷地に挟まれた細長い地形で、以前は一部が赤道となっていた場所です。現況は砂利が敷き詰められており、長い間農地としては利用されておられません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第 2 号について調査結果を報告します。

対象地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第 2 種農地と判断しました。

現地を確認したところ、周辺に農地はなく、対象地も長い間赤道として使用されてきたことから農地として復元することは困難です。第 1 調査会では全員一致をもって農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 2 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、議案第 2 号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号を採決します。農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号は原案どおり判断すべきものと決定しました。

続いて、議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 4 ページをお開きください。議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成 28 年 7 月 25 日提出、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号 1 から 3 はすべて賃借権の新規設定で、整理番号 4 は再設定です。議案資料は

44 ページからとなります。

整理番号 1 の借受者は〇〇在住の農業者で、貸付者は我孫子市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田 7 筆、面積は 1 万 7,325m²です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 10 年間です。

次に、整理番号 2 の借受者は〇〇在住の農業者で、貸付者は〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田 5 筆、面積は 9,216m²です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 10 年間です。

続いて、整理番号 3 の借受者、貸付者はともに〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇字〇〇の田一筆及び〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、〇〇〇字〇〇〇の登記地目畑、現況地目田の 4 筆、合計面積は 3,644m²です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 6 年間です。

整理番号 4 の借受者及び貸付者は〇〇在住です。賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の田二筆、面積は 4,895m²です。賃借料は 10 アール当たり〇万円です。期間は 10 年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 整理番号 1 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 614 アール。農業従事日数は年間 300 日で、妻と母が年間それぞれ 50 日従事しています。農業施設や大型機械等ひとそろい保有しています。

整理番号 2 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 590 アール。農業従事日数は年間 190 日で、妻が年間 160 日従事しています。こちらも農業施設や大型機械等ひとそろい保有しています。

整理番号 3 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 449 アール。農業従事日数は年間 250 日で、母が年間 150 日です。こちらも農業施設や大型機械等ひとそろい保有しています。

整理番号 4 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 195 アール。農業従事日数は妻ともども年間 250 日で、子が 100 日です。こちらも農業施設や大型機械等ひとそろい保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 4 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号1から4までを一括して採決したいと思います。原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1から4は原案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の再審議の議事に入ります。

なお、議案第4号についてはいずれも譲受人が同一者であることから、整理番号1から5までを一括再審議してよろしいか、お諮りします。よろしいですか。

(異議なし)

それでは議案第4号を議題とします。

なお、議案第4号は昨年12月の総会での審議案件で「所有権移転7件及び買受適格証明願い」が総会で決定した処分通知「平成27年12月25日付指令第3号の9から15の不許可処分」及び「買取不適格通知」に対する「行政不服審査請求」を譲受人が平成28年1月18日付、千葉県に行っていたもので、平成28年6月22日付の千葉県の裁決に伴い、再審議するものです。ただし、申請地〇〇地区2件(指令第3号の9及び13)の申請取下げ願いが7月8日付でありましたので、再審議する件数は議案書のとおり整理番号1から5までの5件となります。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページをお開きください。

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年7月25日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

事務局からは主に所在地・譲渡人についてご説明します。

それでは整理番号1からご説明いたします。議案資料は48ページからとなります。

所在地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 2,673m²です。譲渡人は〇〇在住の農業者です。売買単価は 3.3m²当たり〇、〇〇〇円で、10 アール当たりでは約〇〇〇万円となります。

続いて整理番号2です。議案資料は 54 ページからとなります。

所在地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 2,503m²です。譲渡人は〇〇在住の農業者です。売買単価は 3.3m²当たり〇、〇〇〇円で、10 アール当たりでは約〇〇〇万円となります。

続いて整理番号3です。議案資料は 60 ページからとなります。

所在地は〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 4,521m²です。譲渡人は〇〇在住の農業者で、株式会社ファーム・ジャパンの取締役であり、無償で譲渡するものです。

続いて整理番号4です。議案資料は 73 ページからとなります。こちらも所有権の移転です。

所在地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 1,826m²です。JR〇〇駅の南西約 1.5km のところに位置しています。位置図は議案資料 75 ページをご覧ください。譲渡人は〇〇在住の農業者です。なお、売買単価は 3.3m²当たり〇、〇〇〇円で、10 アール当たりは約〇〇〇万円となります。

続いて整理番号5です。

所在地は同じく〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 1,100m²です。譲渡人は〇〇在住の農業者です。なお、売買単価は 3.3m²当たり〇、〇〇〇円で、10 アール当たりでは約〇〇〇万円となります。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本第1調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第4号について調査結果を報告します。譲受人の立ち会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人は柏市農業委員会から農業生産法人の認定を受けている株式会社ファーム・ジャパンです。我孫子市及び柏市から認定農業者としても認められています。

議案資料の 49 ページをお開きください。

5に株式会社ファーム・ジャパンの経営農地面積が記載されています。いずれも地目が田で、自作地 3,899m²及び借入地 5,544m²、合計面積が 9,443m²です。6には構成する役員の農作業従事日数が年間 150 日から 180 日とあります。

議案資料 64 ページをお開きください。地区における事業計画が出ています。申請地取得後は畑にして、ハウレンソウの水耕栽培などの葉菜類の生産を計画しているとのことで

す。

なお、〇〇事業計画の変更書の提出が平成 28 年 7 月 15 日付けでありました。地権者 2 名との農地売買契約が白紙になり、計画面積が減少し、当初の計画を継続できず、今年 は水稲を行うというものです。また、今年の稲刈り後に計画の見直しをするということです。

柏市の自社からの通作距離は 12km で、車で 20 分ほどかかるということです。

議案資料 84 ページをお開きください。〇〇〇〇・〇〇〇地区における事業計画が出て います。申請地取得後は畑にして、ハウレンソウの水耕栽培などの葉菜類の生産を計画し ているということです。

第 1 調査会では、申請者が審査請求していた平成 28 年 6 月 25 日付けの裁決の内容を 重く受け止めました。平成 27 年 8 月に申請者が取得した〇〇〇の農地 3,899m²について も現地調査を行ったところ、農業の実体が今もってないばかりか、草が繁茂しており、農 業を行う姿勢が感じられない状況でした。

そして、譲受人の事業計画及び農業の実態及び農地の管理状況などを基に慎重審議した 結果「ハウス栽培の情報はつかんでいるものの、水耕栽培の実績がなく、事業を計画どお り行うだけの知識、技術などが見られない。また、自ら技術を習得するという姿勢も感じ られませんでした」。

以上のことから、第 1 調査会では「農地すべてを効率的に利用して耕作、または事業を 行っていないこと」及び「農地のすべてを継続的に耕作していくという計画を実現させる べき姿勢がないこと」から全員一致で不許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

中野委員。

中野栄委員 昨年の 7 月に許可を受けて以来 1 年もたつのに、耕作どころか雑草が生い 茂っている状態であるのは問題だと思います。今まで〇〇〇の土地の近くを何度も通りま したが、耕作したり土地の管理をしたりしているところを見たことがありません。

三須清一会長 ほかにございませんか。

田村星寿委員。

田村星寿委員 水耕栽培で採算が取れるようにするには大変な技術が必要であると考え ます。経験者もおらず、計画どおりに栽培するのは非常に難しいことだと考えます。

もう一つは、〇〇地区で今年度は稲作を行うとおっしゃっていました。来年以降の予定はこれから検討すると言っておりましたが、何をこれからしていったらいいのかまだはつきりしないのは問題だと思っております。

以上でございます。

三須清一会長 須藤委員。

須藤喜一郎委員 〇〇〇のほうなんですけども、実質的には八街の法人と提携してやる。

でも、その技術的な提携、その内容もなんかはつきりしないし、きちんとハウス栽培を覚えているのかちょっと不安なところもあります。もし始めたにしても、何年間もその八街の法人のハウス屋さんに来て指導を受けるのはちょっとおかしいような気がするんですよ。少しぐらい自分で技術を持ってやっていくべきなのかな、そんなふうに話を聞いていて思いました。

これは去年の7月に通してあります。計画ではあそこにハウスを作ったりするということがあったんですけども、1年もたっているのに何もしてない。私はそれが一番の問題だと思います。

三須清一会長 ほかに何かございませんか。

大炊三枝子委員。

大炊三枝子委員 先ほど中野委員がおっしゃったように、農業をすると公言したにもかかわらず、いまだ耕作する様子がなくて草が繁茂しているという状況を見たところでは、やはり農業をやるという意味はあまり感じられません。

私も調査会のほうに同行させていただきましたけれども、やはりもう何ヶ月、半年以上ですか、手つかずというのは非常に農業をするという意欲が感じられませんでした。

今後水耕栽培をしてハウレンソウを作っていくという計画も非常に机上の空論的なところがあります。

あとから考えますと非常に先出しの不安を感じます。やはり農業者の立場から見させていただきましても、野菜作りというものを甘く見ているんじゃないかというような感じさえ受けました。

ですので、先ほど調査会の会長がおっしゃった今回は不許可ということは妥当だと感じております。

以上です。

三須清一会長 ほかにはございませんか。

大井栄一委員。

大井栄一委員 僕はあの辺の田んぼを結構作っていますけど、ファーム・ジャパンさんのお話ははっきり言って僕も恥ずかしい。周りの住民も、農家の人のほうが詳しいくらいで、僕はあとから必要な後手になってしまいました。その時初めに聞いた言葉が、それは農家のおばさんだったんですけど、かなり不安感を持っていました。その人は畑もやっているんですけど、ファーム・ジャパンさんのところからタヌキや何かが出てきて、自分のところのトウモロコシが食われるということも実際に目撃したとも言っています。そういうこともあって周りの方が結構不安に思っていました。

ファーム・ジャパンさんは認定農業者の改善計画を我孫子で通していますが、本当に認定農業者になるということは、地域の担い手であるわけです。その地域の人ともある意味で共生する、一緒にやっていくようなものでなければならないと思います。そういう意味で、地域の人に不安感を覚えさせるような農業の仕方をするのはいかなものかと思えます。

三須清一会長 ほかにございませんか。

宮久保委員。

宮久保勝委員 1週間前に現地を見させていただいて、その時にお話しいただいた〇〇さんに近々草をどうにかしますという話だったんですけども、まだ草が生えていたんです。1週間たっても何の行動も起こしてないというのはあまりやる気がないんじゃないかなと私は思っております。

三須清一会長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 では会議を再開いたします。

大井栄一委員。

大井栄一委員 先ほど宮久保委員から草を刈ってないというふうに判断されたようですが、調査会の次の日、現況確認した次の日ですか、業者のような人が来て草刈り作業はしていました。多分その時バロネスのあれだったんで手狩りでもないんで、あまりこう細

かく、深く刈れないので、それが1週間近くたてば繁茂していたように見えたのはしょうがないとは思いますが。

三須清一会長 大炊三枝子委員。

大炊三枝子委員 調査会の翌日ですか、草刈りをやったという形跡はあったという話でしたけれども、1週間もたってみたらまた繁茂していたということは、それだけ聞いたところでも、本当に耕作する意思があるのであればやはり根本的な耕作ということで、作付けという方向性が見られていないということだと思えるんですね。また伸びたら刈って、また伸びたら刈ってということでは根本的な解決にはなっておりませんので、本当に農業をするという意思まではちょっと見られないんじゃないかと私は考えます。

三須清一会長 中野委員。

中野栄委員 確かに草を刈っただけではすぐ伸びちゃいます。もし本当にやるのであれば、畑にするのであれば、もう耕してどんどん土壌を改良して、畑にする努力をしなきゃ。すぐには、あの状態ではとても畑にはならないと思うんですけども。その準備なんかもしなくても当然かと思うんです。畑ってやっぱり耕さない。草はいつになっても、刈っただけでは冬にならないとなくならないので、耕して土壌改良とか、もうすぐにでも種まけば栽培できるような方向にもって行ってなきゃいけないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

三須清一会長 嶺岸委員。

嶺岸勝志委員 私も現地を前日に見させてもらってこれまで各委員の発言の内容をよく理解できますし、農地法上でもすべてを効率的に利用することが認められないと言っているんです。そういうところがあると思います。そう感じざるを得ないという法的なものになってございますので、調査会長のご判断は極めて適切と考えております。

以上です。

三須清一会長 ほかに意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号整理番号1から5について一括して採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手なし)

反対全員と認め、議案第4号整理番号1から5については不許可とすることに決定しました。

不許可の理由について確認します。いろいろな意見がありましたが、主な理由は調査会の報告のとおり「農地すべてを効率的に利用して耕作、または事業を行っていないこと」及び「農地のすべてを継続的に耕作していくという計画を実現させるべき姿勢がないこと」でよろしいでしょうか。

(異議なし)

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。議案書の11ページをお開きください。報告は第1号から第3号までとなります。

報告第1号は農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分についてで、1件受理しました。転用目的・事由は駐車場を整備するものです。

続いて、報告第2号は農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分についてで、合計6件受理しました。転用目的・事由は、整理番号1及び3から6までが宅地で、整理番号2が保育園の園庭とするものです。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、報告第3号は、農地法第3条の規定による許可申請の取下げ願いが2件提出されましたので報告いたします。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から第3号まで、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ないですか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成28年第7回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人